

9 重度障害者等包括支援サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
14 1311	重度包括支援(その他サービス)	イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助の場合 ※2人の従業者による場合、夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合の加算分も含む		1月につき
14 1312	重度包括支援(短期入所)	ロ 短期入所の場合		
14 1313	重度包括支援(共同生活援助)	ハ 共同生活援助(外部サービス利用型を除く) 場合		
14 Z201	令和3年9月30日までの上乗せ分(重包)	新型コロナウイルス感染症への対応		
14 Z001	重包身体拘束禁止未実施減算(その他サービス)	身体拘束禁止未実施減算	単位加算	
14 Z002	重包身体拘束禁止未実施減算(短期入所)	イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助の場合 ロ 短期入所の場合	5 単位減算 5 単位減算	1日につき
14 Z003	重包身体拘束禁止未実施減算(共同生活援助)	ハ 共同生活援助(外部サービス利用型を除く) 場合	5 単位減算 5 単位減算	
14 6015	重包特加加算	特別地域加算	単位加算	1回につき
14 6100	重包喀痰吸引等支援体制加算	喀痰吸引等支援体制加算 ※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象	100 単位加算	1日につき
14 5070	重包低所得者利用加算	低所得者利用加算	48 単位加算	
14 6930	重包緊急時対応加算(地域生活拠点)	緊急時の対応を行い、地域生活支援拠点等の場合 ※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象	50 単位加算	1回につき
14 6931	重包緊急時支援加算Ⅰ(地域生活拠点)	緊急時の対応を行い、地域生活支援拠点等の場合 ※自立生活援助のみ対象	50 単位加算	50
14 6932	重包地域生活支援拠点等加算	地域生活支援拠点等の場合 ※短期入所のみ対象	100 単位加算	100
14 6020	重包初回加算	初回加算	200 単位加算	200 1月につき
14 6021	重包医療連携体制加算Ⅰ・短期	医療連携体制加算	32 単位加算	32 1日につき
14 6022	重包医療連携体制加算Ⅱ・短期	イ 医療連携体制加算 ※短期入所のみ対象	(1)医療連携体制加算(Ⅰ) 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合 32 単位加算 32 (2)医療連携体制加算(Ⅱ) 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合 63 単位加算 63 (3)医療連携体制加算(Ⅲ) 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合 125 単位加算 125	
14 6027	重包医療連携体制加算Ⅲ・短期	(4)医療連携体制加算(Ⅳ) (一)利用者が1人 注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間未満である場合 960 単位加算 960 (二)利用者が2人 600 単位加算 600 (三)利用者が3人以上8人以下 480 単位加算 480		
14 6050	重包医療連携体制加算Ⅳ・短期1	(5)医療連携体制加算(V) (一)利用者が1人 注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間以上である場合 1,600 単位加算 1,600 (二)利用者が2人 960 単位加算 960 (三)利用者が3人以上8人以下 800 単位加算 800		
14 6051	重包医療連携体制加算Ⅳ・短期2	(6)医療連携体制加算(VI) (一)利用者が1人 注 特別な医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が8時間以上である場合 2,000 単位加算 2,000 (二)利用者が2人 1,500 単位加算 1,500 (三)利用者が3人 1,000 単位加算 1,000		
14 6052	重包医療連携体制加算Ⅳ・短期3	(7)医療連携体制加算(VII) ※利用者数で按分した単位数を算定 単位加算		
14 6053	重包医療連携体制加算Ⅴ・短期1	(8)医療連携体制加算(VIII) 100 単位加算	100 単位加算	
14 6054	重包医療連携体制加算Ⅴ・短期2	(9)医療連携体制加算(IX) 1,000 単位加算	1,000 単位加算	
14 6055	重包医療連携体制加算Ⅴ・短期3	(10)医療連携体制加算(X) 500 単位加算	500 単位加算	
14 6056	重包医療連携体制加算Ⅵ・短期1	(11)医療連携体制加算(Ⅰ) 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合 32 単位加算 32 (2)医療連携体制加算(Ⅱ) 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合 63 単位加算 63 (3)医療連携体制加算(Ⅲ) 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合 125 単位加算 125		
14 6057	重包医療連携体制加算Ⅵ・短期2	(4)医療連携体制加算(Ⅳ) (一)利用者が1人 注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合 800 単位加算 800 (二)利用者が2人 500 単位加算 500 (三)利用者が3人以上8人以下 400 単位加算 400		
14 6058	重包医療連携体制加算Ⅵ・短期3	(5)医療連携体制加算(V) ※利用者数で按分した単位数を算定 単位加算		
14 6023	重包医療連携体制加算Ⅶ・短期	(6)医療連携体制加算(VI) 100 単位加算	100 単位加算	
14 6024	重包医療連携体制加算Ⅷ・短期	(7)医療連携体制加算(VII) 1,000 単位加算	1,000 単位加算	
14 6025	重包医療連携体制加算Ⅸ・短期	(8)医療連携体制加算(VIII) 500 単位加算	500 単位加算	
14 6026	重包医療連携体制加算Ⅹ・短期	(9)医療連携体制加算(IX) 100 単位加算	100 単位加算	
14 6031	重包医療連携体制加算Ⅰ・生援	送迎加算 ※短期入所のみ対象	186 単位加算	186 70% 130 片道につき
14 6032	重包医療連携体制加算Ⅱ・生援	送迎加算 ※短期入所のみ対象	186 単位加算	
14 6035	重包医療連携体制加算Ⅲ・生援	送迎加算 ※短期入所のみ対象	186 単位加算	
14 6060	重包医療連携体制加算Ⅳ・生援1	送迎加算 ※短期入所のみ対象	186 単位加算	
14 6061	重包医療連携体制加算Ⅳ・生援2	送迎加算 ※短期入所のみ対象	186 単位加算	
14 6062	重包医療連携体制加算Ⅳ・生援3	送迎加算 ※短期入所のみ対象	186 単位加算	
14 6033	重包医療連携体制加算Ⅴ・生援	送迎加算 ※短期入所のみ対象	186 単位加算	
14 6034	重包医療連携体制加算Ⅵ・生援	送迎加算 ※短期入所のみ対象	186 単位加算	
14 6590	重包送迎加算(同一敷地)	送迎加算 ※短期入所のみ対象	186 単位加算	
14 6070	重包地域生活移行個別支援特別加算	地域生活移行個別支援特別加算 ※共同生活援助のみ対象	670 単位加算	670 1日につき
14 6890	重包精神障害者地域移行特別加算	精神障害者地域移行特別加算 ※共同生活援助のみ対象	300 単位加算	300 単位加算
14 6895	重包強度行動障害者地域移行特別加算	強度行動障害者地域移行特別加算 ※共同生活援助のみ対象	300 単位加算	300 単位加算
14 6621	重包処遇改善加算Ⅰ	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	単位加算	1月につき
14 6616	重包処遇改善加算Ⅱ	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	単位加算	
14 6596	重包処遇改善加算Ⅲ	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	単位加算	
14 6601	重包処遇改善加算Ⅳ	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	単位加算	
14 6606	重包処遇改善加算Ⅴ	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	単位加算	
14 6611	重包処遇改善特別加算	福祉・介護職員処遇改善特別加算	単位加算	
14 6771	重包特定処遇改善加算	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	単位加算	